

令和4年11月30日

自動車局 安全政策課

技術・環境政策課

自動車事故対策費補助金の申請受付期間を延長します

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、その申請受付期間を令和4年12月23日までに延長いたします。

1. 実施する補助事業（詳細は別紙参照）

- （1）先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- （2）社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html

社内安全教育の実施に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 申請受付期間：別紙参照

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 山本、本田（社内安全教育）

TEL: 03-5253-8111（内線 41623、41624） 03-5253-8566（直通） FAX: 03-5253-1636

自動車局技術・環境政策課 遠藤、古川（ASV）

TEL: 03-5253-8111（内線 42254） 03-5253-8591（直通） FAX: 03-5253-1639

令和4年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

【補助対象事業者(詳細はHP参照)】

①自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・特定旅客自動車運送事業者
- ・一般貨物自動車運送事業者
- ・特定貨物自動車運送事業者

ただし、「(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」については、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象となります。

②リース事業者

①の自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸渡す者

【補助事業の概要】

(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援^{※1}

※1 令和4年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間:令和4年7月22日～令和4年12月23日

②補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率 ^{※2}	補助限度額 ^{※2}
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス	1/2 (1/3)	100,000 円 (67,000 円)
ふらつき注意喚起装置 車線逸脱警報装置 車線維持支援制御装置	・トラック(車線逸脱警報装置除く) ・バス(車線逸脱警報装置除く) ・タクシー		50,000 円 (33,000 円)
ドライバー異常時対応システム	・トラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)
先進ライト	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス		100,000 円 (67,000 円)
側方衝突警報装置	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス		50,000 円 (33,000 円)
統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス		100,000 円 (67,000 円)
アルコール・インターロック	・トラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)

※2 ()内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合

(2) 社内安全教育の実施に対する支援

- ① 受付期間: 令和4年7月22日～令和4年12月23日
- ② 補助対象コンサルティング: 国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー
- ③ 補助率: コンサルティング利用に対する経費の1／3
- ④ 1事業者当たりの上限額: 100万円